○文部科学省令第二十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第六条第二号（附則第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第五条第三項において準用する同令第三条第一項第一号イ及びロ並びに第二号、第五条第一項第二号から第五号まで並びに第十三条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の見出し中「保育所等」を「法附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改め、同条中「附則第八条第一項に規定する保育所等及び特定保育事業」を「附則第八条第一項各号に掲げる施設」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（平成二十九年度の災害共済給付契約の契約締結期限の特例）

2　平成二十九年度の災害共済給付契約（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第三条に規定する専修学校並びに同法附則第八条第一項第二号、第五号及び第六号に掲げる施設の災害共済給付に係るものに限る。）の契約締結期限については、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（以下「新令」という。）第二十七条（新令附則第七条において準用する場合を含む。）中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

○厚生労働省令第五十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第一項第二号中「四千六百四十円以上一万千七百四十円以下」を「四千九百二十円以上一万二千九十円以下」に、「四千六百四十円（」を「四千九百二十円（」に、「一万千七百四十円（」を「一万二千九十円（」に、「四千六百四十円を」を「四千九百二十円を」に改め、同条第二項中「一万五百七十円」を「一万八百八十円」に、「一万千七百四十円」を「一万二千九十円」に改める。

第二十八条の四の次に次の一条を加える。

（最低賃金日額の算定方法）

第二十八条の五　法第十八条第三項に規定する最低賃金日額は、同条第一項及び第二項の規定により変更された自動変更対象額が適用される年度の四月一日に効力を有する最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に二十を乗じて得た額を七で除して得た額とする。

第三十六条第四号イ中「（昭和三十四年法律第百三十七号）」を削る。

第三十八条の次に次の五条を加える。

（法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者）

第三十八条の二　法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者とする。

（法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準）

第三十八条の三　法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいずれにも該当することとする。

一　特に誠実かつ熱心に求職活動を行つているにもかかわらず、法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導その他再就職の援助を行う必要があると認められること。

二　当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること及び公共職業安定所が行う再就職を指導するために必要な職業指導を受けることを拒んだことがないこと。

（法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準）

第三十八条の四　法第二十四条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当することとする。

一　難治性疾患を有するものであること。

二　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条に規定する発達障害者（以下「発達障害者」という。）であること。

三　前二号に掲げるもののほか、障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者であること。

（法第二十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める災害）

第三十八条の五　法第二十四条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める災害は、次のとおりとする。

一　激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条の規定により激甚災害として政令で指定された災害

二　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づく救助が行われた災害

三　前号に掲げる災害に準ずる災害として職業安定局長が定める災害

（法第二十四条の二第一項に規定する給付日数の延長の通知）

第三十八条の六　管轄公共職業安定所の長は、法第二十四条の二第一項及び第二項の規定により受給資格者に対して基本手当を支給することとしたときは、当該受給資格者に対してその旨を知らせるとともに、必要な事項を受給資格者証に記載するものとする。

第四十八条の三第一項中「及び第四項」の下に「、法第二十四条の二第四項」を、「同条第三項」と」の下に「、法第二十四条の二第四項」を加える。

第八十五条の五第一項中「及び第四項」の下に「、法第二十四条の二第四項」を、「同条第一項」と」の下に「、法第二十四条の二第四項」を加える。

第百条の二中「修了した場合」の下に「（法第二十一条の規定による期間が経過した後に当該教育訓練を開始した場合に限る。）」を加える。

第百条の六中「利用する場合」の下に「（法第二十一条の規定による期間が経過した後に保育等サービスを利用する場合に限る。）」を加える。

第百十八条の三第二項第一号イ中「発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条に規定する発達障害者（以下「発達障害者」という。）」を「発達障害者」に改める。

第百四十四条の二第一項中「第三十二条」の下に「、第三十八条の三第二号」を、「第三十八条」の下に「、第三十八条の五第二項第一号イ中「（昭和二十二年法律第百十八号）」を削る。

附則第十五条の五第二項第一号イ中「次のとおり」を「第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者」に改め、同条第一号及び第二号を削る。